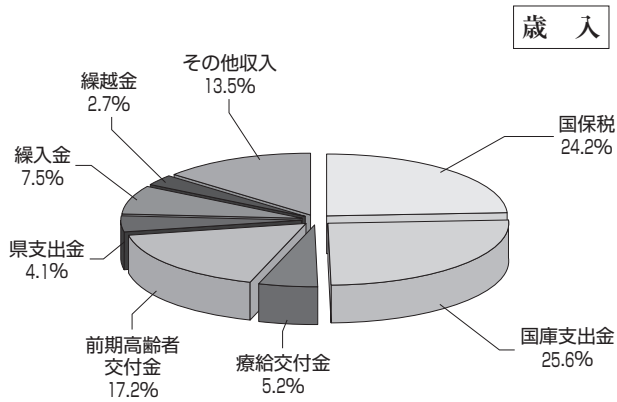


# の税率が変わります



単位：千円

国保税	1,487,462
国庫支出金(国からの負担金、補助金)	1,570,055
療給交付金(退職被保険者分交付金)	320,193
前期高齢者交付金	1,053,845
県支出金(県からの負担金、補助金)	253,617
繰入金(一般会計、基金からの繰入金)	457,297
繰越金	164,146
その他収入	829,818
共同事業交付金(高額医療費共同収入分)	801,706
財産収入(基金の利子)	259
諸収入	27,853
<b>歳入計</b>	<b>6,136,433</b>

国保会計は、例年6月の議会で予算の補正を行います。5月に明らかになる前年度の決算見込額を元に今年度の予算額を改めて算定します。

その内訳は、左の円グラフのとおりです。なお、平成21年度の歳入歳出差引額は1億6,414万円の赤字が見込まれますが、前年度繰越金や基金からの繰入金を除いた実質単年度収支は1億6,808万円の赤字となり厳しい運営状況となっております。

## 国民健康保険税の税率が変わります

被保険者の皆様には、今年度見込まれる医療費等から、国、県支出金等を差し引いた残りを国保税として負担いただくこととなります。

医療分については平成21年度まで旧市町毎に税率の異なる不均一課税を実施していましたが、今年度よりすべて同じ税率(統一税率)となります。

### 平成22年度 国保税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	6.30%	2.54%	1.89%
資産割額	22.15%	10.05%	7.30%
均等割額(一人あたり)	19,800円	8,900円	9,500円
平等割額(世帯あたり)	17,200円	7,600円	5,300円
限度額	500,000円	130,000円	100,000円

税率については、医療費の伸びなどにより引き上げとなりますが、急激な税率上昇を避けるため、前年度繰越金(1億6,414万円)と基金からの繰入金(1億226万円)を税負担軽減のため充当して算出しました。

介護分、後期高齢者支援金分についてはすでに統一税率となっております。

介護分については、本年度の支出予定額が昨年度を上回ったので昨年度の税率から

引き上げとなっております。

後期高齢者支援金分については、本年度の支出予定額が昨年度を下回ったので昨年度の税率から引き下げとなっております。

## 国民健康保険高齢受給者証の更新について

70歳から74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい受給者証を保険証と一緒にご提示ください。

## 被保険者証がカード型に変わります

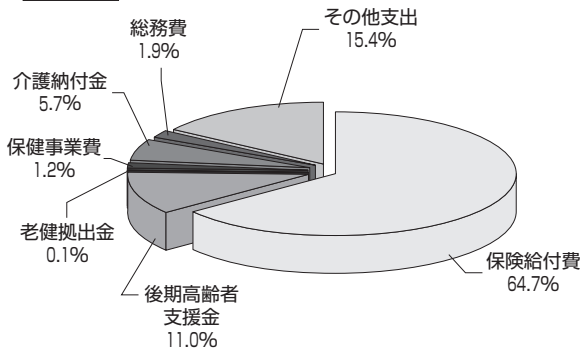
これまで被保険者証は1世帯につき1枚でしたが、今年度10月1日の更新分から一人1枚のカード型に変更となります。旅行や仕事等で長期間自宅を離れる場合は、遠隔地の被保険者証を発行していましたが、今後は不要となります。

新しい被保険者証は9月下旬にお手元に届くように郵送する予定です。

# 国民健康保険税



歳出



限度額適用認定証更新日は毎年8月1日となっております。更新の手続きを済まされていない方は、認定証、国保被保険者証をお持ちのうえ、交付申請をしてください。

なお限度額適用認定証をお持ちでない方で新たに入院される場合は、認定証を提示すると医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、認定証の交付申請をしてください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

◎問い合わせ：

- ・ 加入および各種制度など  
国保年金課国保年金係 ☎(55)5106
- ・ 税額など  
税務課市民税係 ☎(55)5085
- ・ 収納方法など  
収納課収納徴収係 ☎(55)5088
- ・ 支所の窓口  
各支所地域振興課

単位：千円

保険給付費(医療費等)	3,969,013
後期高齢者支援金	672,138
老健拠出金(老人保健受給者の医療費等拠出金)	3,216
保健事業費(特定健診事業費等)	72,308
介護納付金	351,015
総務費(人件費、事務費等)	117,357
その他支出	951,386
前期高齢者納付金	1,107
共同事業拠出金(高額医療費共同支出分)	805,711
基金積立金(基金利子)	259
諸支出金(療給交付金返還金等)	25,238
予備費	119,071
歳出計	6,136,433

## ご存知ですか？高額医療・高額介護合算療養費制度

平成20年4月より、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、「高額医療・高額介護合算療養費制度」が始まりました。

この制度は、世帯内の同じ医療保険に加入されている方が毎年8月から翌年7月までの1年間(ただし平成20年度は平成20年4月から平成21年7月までの16カ月で計算)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下表の基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。毎年7月31日現在に加入している医療保険者に申請することになります。国民健康保険、後期高齢者医療に加入の方には、該当すると思われる方にご案内の通知を送付する予定です。その他の医療保険に加入の方は、加入されている医療保険にお問い合わせください。

所得区分	70歳未満の人	所得区分	70歳以上の人
一般	67万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅰ ※1	19万円
		低所得者Ⅱ ※2	31万円
上位所得者 ※4	126万円	現役並所得者 ※3	67万円

	国民健康保険	後期高齢者医療
※1	世帯主および国保加入者が住民税非課税でその世帯の各所得から必要経費等を差引いたときに0円になる世帯	世帯全員が住民税非課税で年金収入80万円以下等の方
※2	世帯主および国保加入者が住民税非課税の世帯	世帯全員が住民税非課税の方
※3	70歳以上の被保険者で一人でも住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯(自己負担割合が3割の世帯)	被保険者で住民税課税所得が145万円以上の被保険者およびその世帯に属する被保険者(自己負担割合が3割の方)
※4	国保加入者の基礎控除後の総所得金額が600万円を越える世帯	

○平成20年4月から平成21年7月分については基準額が異なります。

◎問い合わせ…《国民健康保険》国保年金課国保年金係 ☎(55)5106  
 《後期高齢者医療》国保年金課医療給付係 ☎(55)5107  
 《介護保険》高齢福祉課介護保険係 ☎(55)5115